

# 北方領土問題対策協会融資事業の見直しについて

1. 北対協融資事業の概要
2. 中期目標・中期計画における記述
3. 平成19年度以降の状況の変化
4. 今後の北対協融資に関する方針(案)

平成23年3月

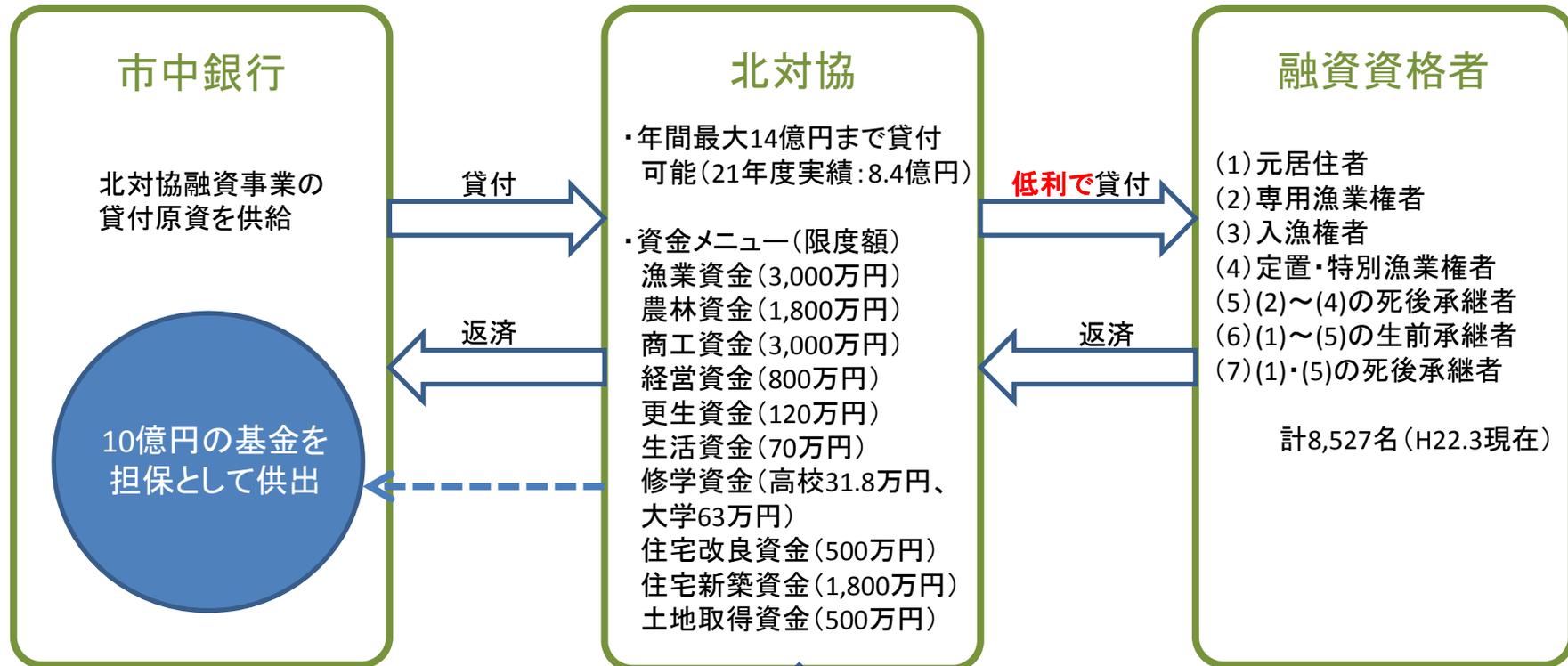
内閣府・水産庁

# 1. 北対協融資制度の概要

## ○融資事業の概要

- ・昭和36(1961)年、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」が議員立法で成立。
- ・同法に基づき、「北方地域元居住者」や「北方海域の旧漁業権者」等を対象とする低利融資制度を創設。
- ・この事業の実施主体として、北方協会(現・(独)北方領土問題対策協会)を設立。
- ・国は同協会に対し、融資の原資として10億円(現在、基金として運用)を交付。

## ○融資事業の仕組み



国・・・利子差(市中銀行からの借入利率－北対協融資の貸付利率)の補助等を予算措置。  
平成22年度予算:1億73百万円(北方地域元居住者等貸付事業費補助金)

(参考)過去5年間の貸付決定額(単位:百万円)

	資金種別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
事業資金	漁業資金	205	337	147	109	292	
	農林資金	2	7	0	0	0	
	商工資金	21	14	41	67	17	
	計	228	358	188	176	309	
	経営	漁業資金	157	137	188	240	337
	商工資金	3	4	0	0	0	
	法人資金	80	80	20	貸付停止	貸付停止	
事業資金計		468	579	396	416	646	
生活資金	更生資金	16	15	17	11	10	
	生活資金	18	11	11	8	9	
	小計	34	26	28	19	19	
	住宅改良資金	44	55	21	29	16	
	住宅新築資金	325	295	99	86	81	
	小計	369	350	120	115	97	
	修学資金	61	61	58	69	73	
	生活資金計	464	437	206	203	189	
合 計		932	1,016	602	619	835	

(注)各資金については、貸付の決定には至らないものの相談・問い合わせのある例が多数ある。

## 2. 中期目標・中期計画における記述

### ○平成18年度～19年度にかけての独法改革の動き

(1)「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日 行政改革推進本部決定)

#### 第1 貸付業務の見直し

- ・法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止する。
- ・住宅新築資金については、主務官庁が、次期中期目標期間中に廃止も含めそのあり方について関係者からの意見を聴取した上で、その方針を決定する。北対協においては、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずることとする。
- ・生活資金、更生資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、債権回収を強化するとともに、貸付条件の厳格化を図る措置を平成19年度当初から実施する。
- ・主務官庁においては、現在の社会経済情勢に照らして今後も必要性が高いと思われる貸付資金に重点化を図るため、全ての貸付資金について必要性等の再検証を実施する。また、国の財政負担の抑制を図る観点から、貸付残高の増加の抑制を図ること等により、国からの利子補給金抑制策について検討を行う。

(2)独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24閣議決定)

#### 【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】

- 法人資金について、平成20年度当初から貸付を停止する。
- 住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。



新たな中期目標・中期計画(平成20年度～)に反映

## 中期目標(平成20年度～平成24年度)

### (5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づき、融資事業を実施する。その際、この制度が北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。

また、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。

(中略)

・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。

・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。

## 中期計画(平成20年度～平成24年度)

### (5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。

#### ① 融資制度の周知

(略)

#### ② 関係金融機関との連携強化

(略)

#### ③ リスク管理債権の適正な管理

(略)

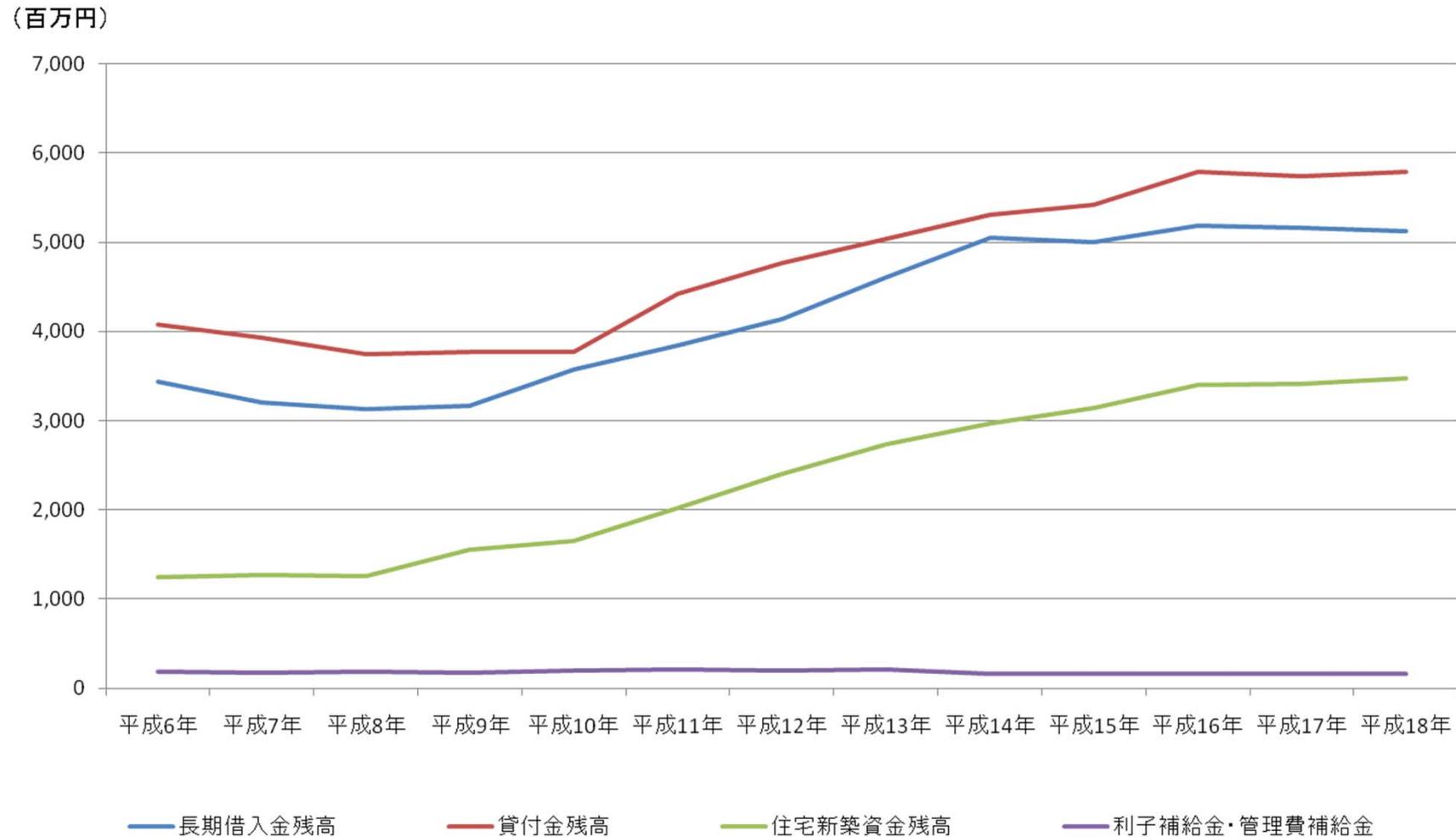
また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。

・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。

・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。

・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。

## (参考) 当時の貸付実績等の推移



当時の好調な融資実績(特に住宅新築資金)に伴い、長期借入金が増加傾向にあり、このまま増加傾向が続けば、金利の上昇等に伴い、利子補給金等の国費投入額の急激な増大を招きかねないことから、事業の安定的継続のためには、これを抑制する必要性があった。

### 3. 平成19年度以降の状況の変化

- ① 住宅新築資金を含む資金の貸付利率の変更(平成19年)  
「フラット35」の全国平均利率の80%の水準に設定することにより、逆鞘状態が解消。
- ② 住宅新築資金を含む貸付実績の減少  
18年度・295百万円(17件)→21年度・81百万円(6件)
- ③ 住宅新築資金残高・長期借入金残高の減少  
住宅新築資金:18年度・3,479百万円→21年度・3,082百万円  
長期借入金:18年度・5,128百万円→21年度・4,636百万円
- ④ 利用者からの各種要望  
漁業設備資金、農林設備資金、住宅新築資金について限度額引き上げの需要あり。
- ⑤ 「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」の改定(平成22年4月)  
多様な資金需要の的確な把握やその結果を踏まえた的確な資金計画の策定等を通じて、融資の効果的な実施を図るとの方針。
- ⑥ 独立行政法人整理合理化計画の凍結(平成21年11月)  
新たな「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の策定(平成22年12月)  
北対協融資事業について特段課題や見直しを指摘されず。



- 平成18年当時の北対協融資事業をめぐる課題の解消
- 制度の趣旨を踏まえ、利用者の多様なニーズに応えた見直しを行う必要性

## ① 住宅新築資金を含む資金の貸付利率の変更(平成19年)

(参考1)

### (変更前)

- ・住宅資金:住宅金融公庫の「住宅新築資金」の利率又は漁業近代化資金の「20t未満漁船資金」の利率のうちいずれか低い利率に設定
- ・事業資金:同上
- ・経営資金:国民生活金融公庫の「経営改善資金」の利率に設定

### (変更後)

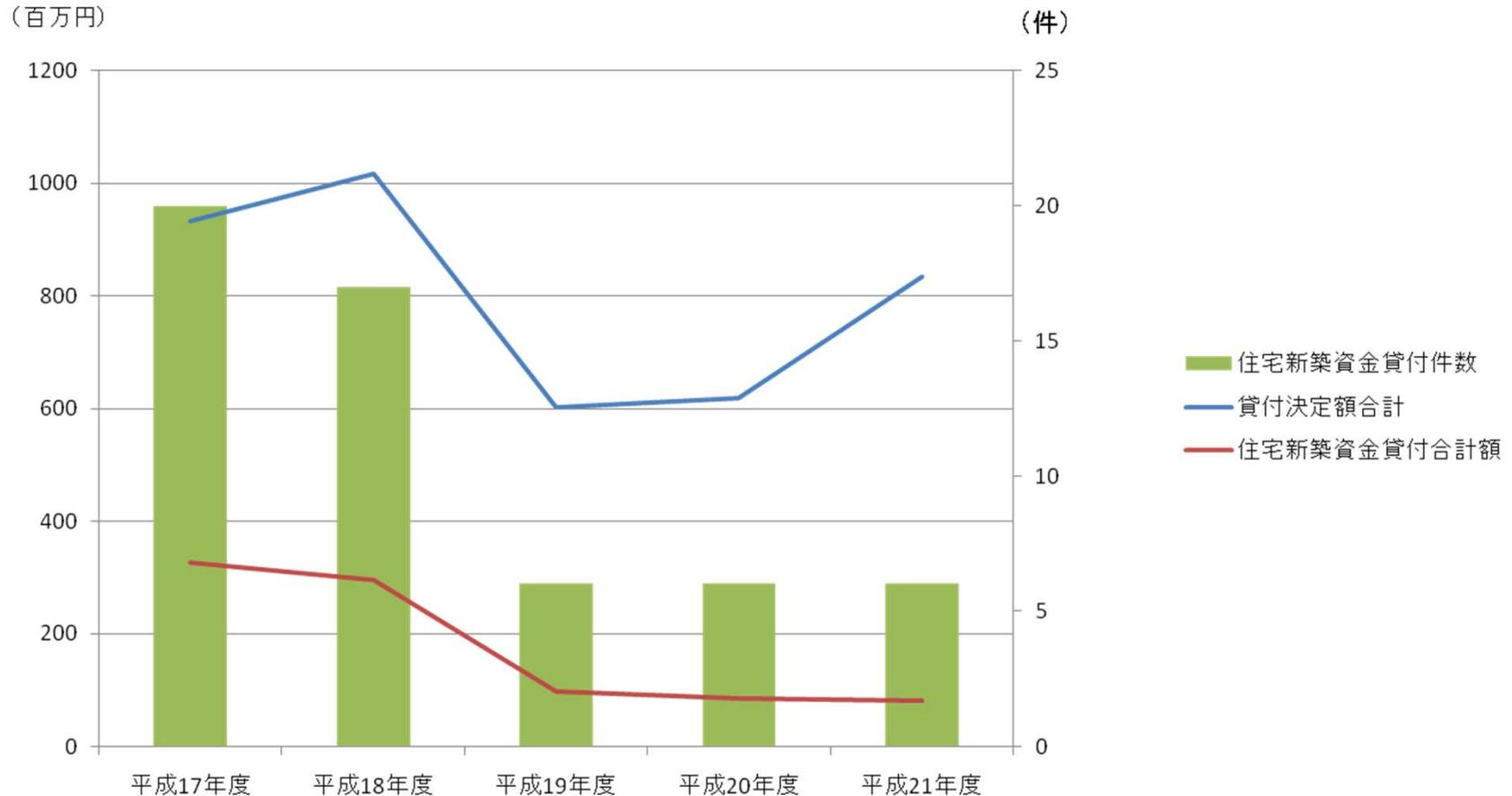
- ・住宅資金:「フラット35」の全国平均利率の80%の水準に設定  
→これにより逆鞘が解消され、収益増につながる状態に転換
- ・事業資金:漁業近代化資金の「20t未満漁船資金」の利率の80%の水準に設定
- ・経営資金:国民生活金融公庫の「経営改善資金」の利率の80%の水準に設定

(参考)住宅新築資金の貸付により生じる利鞘の推移

	借入金利率	利 鞘	利率の設定方法
平成17年4月	2.10%	△0.40%	住宅金融公庫及び漁業近代化資金(20t未満漁船)のいずれか低い利率
10月		△0.40%	
平成19年4月	2.10%	0.37%	住宅金融支援機構と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット35」の全国平均利率の80%の水準
10月		0.30%	
平成22年4月	1.50%	0.71%	
10月		0.30%	

## ② 住宅新築資金を含む貸付実績の減少

(参考2)



平成19年度の利率見直しに伴うとみられる減少傾向にあるが、融資対象者の年齢層に鑑みれば、今後の急激な需要増の可能性は低いと考えられる。

(参考) 融資対象者の平均年齢(平成21年度末)

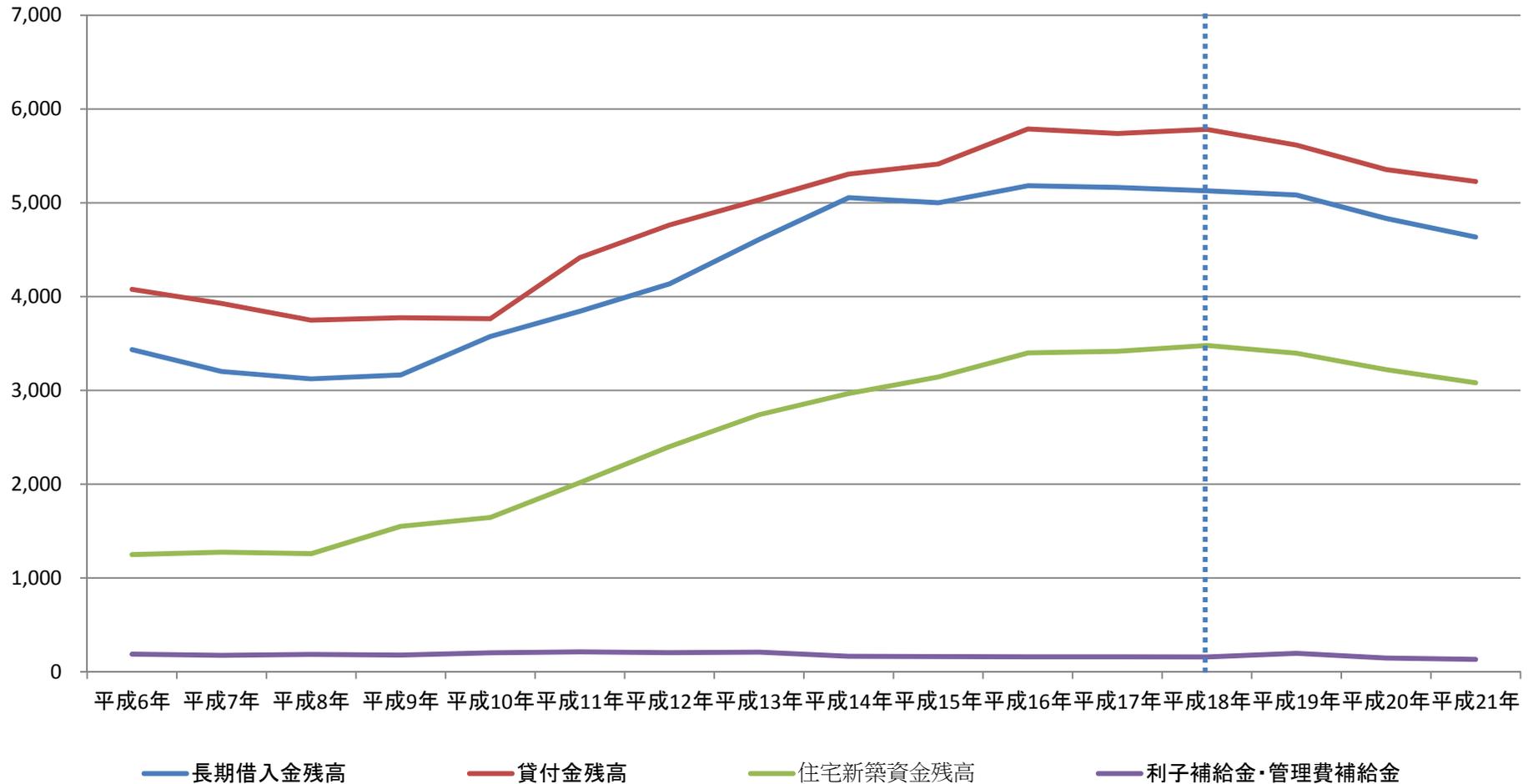
・北方地域元居住者： 6,979名・平均年齢76.1歳

・生前承継者及び生前承継補完の死後承継者： 1,319名・平均年齢48.8歳

### ③ 住宅新築資金残高・長期借入金残高の減少

(参考3)

(百万円)



平成21年度末における協会の貸付業務勘定における自己資本比率(純資産合計/負債純資産合計)は、約26.6%である。協会については、純資産合計が一定であるところ、自己資本比率が仮に20%を下回る場合の長期借入金合計は約67億54百万円と推計されるが、現状の長期借入金(約46億36百万円)は、それを大きく下回っている。

## ④ 利用者からの各種要望

(参考4)

各資金限度額については、以下のような課題が指摘されており、引き上げの要望あり。

### ① 漁業設備資金(現行限度額: 3,000万円)

現行の限度額では5t未満の漁船建造が限界であり、需要が多いホタテ漁業やサケ定置網漁業で使用する5tから15t級の漁船建造への対応ができない。

(参考)根室管内の漁船建造の平均事業費(平成19~21年)  
5t~10t未満:6,410万円 10t~15t未満:6,412万円

### ② 農林設備資金(現行限度額: 1,800万円)

「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画(目標年度:平成27年度)」の下で導入普及が見込まれているフリーストール牛舎(自由放牧方式)やミルクングパーラー搾乳設備、家畜排せつ物高度処理への対応ができない。

(参考) 取得事業費の事例

フリーストール牛舎 1棟	3,040万円	~	5,500万円
ミルクングパーラー 1基	1,400万円	~	1,710万円
家畜排せつ物高度処理 1基	3,350万円	~	5,100万円(脱臭施設)

### ③ 住宅新築資金(現行限度額: 1,800万円)

市場価格に比べて限度額が低額すぎ、必要な自己資金率が高すぎる。

(参考5)

⑤「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」の改定(平成22年4月)

政府として、北対協融資事業に関して以下の方針を策定。

第三 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項

2 援護等の施策の推進方法

(1) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)に基づく融資事業について、多様な資金需要の的確な把握及びその結果を踏まえた的確な資金計画の策定並びに融資内容に関する周知や相談等を通じて、その効果的な実施を図る。

⑥ 独立行政法人整理合理化計画の凍結(平成21年11月)

新たな「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の策定(平成22年12月)

新たな「見直しの基本方針」においては、融資事業については特段の問題点は指摘されなかった。

#### 4. 今後の北対協融資に関する方針(案)

○各資金については、各年一定の実績や潜在的需要が存在することや、中期目標・中期計画の策定された当時の課題がすでに解消されていることを踏まえ、現状のまま継続させることとする。

○法の目的に鑑み、北方地域元居住者等に対する援護として実施している融資事業を、より利用者のニーズに応えた内容とするため、限度額等を一部変更する。

##### <限度額の一部引き上げ>

- ・漁業設備資金 3,000万円 → 6,000万円
- ・農林設備資金 1,800万円 → 3,500万円
- ・住宅新築資金 1,800万円 → 3,000万円

##### <住宅関連資金の区分統合>

- ・現行の住宅新築資金、住宅改良資金(限度額1,800万円)、土地取得資金(限度額500万円)を統合して1種類の資金とし、上記のとおり、上限を3,000万円とする。

##### <住宅関連資金の所要額に占める貸付可能割合の引き上げ>

- ・8割 → 9割

→4月1日 業務方法書の改定で対応(詳細については、別紙を参照)